

地域福祉計画と包括的支援体制の構築 に向けた取組状況について

草津市健康福祉部健康福祉政策課

地域福祉推進市民委員会と地域福祉計画について

地域福祉推進市民委員会の目的と役割

- 地域福祉計画の円滑な推進を図ることを目的とし、草津市地域福祉計画の進捗状況を把握し、点検評価を行うことや、地域福祉推進の方策について調査審議を行う機関として設置しています。（学識経験、福祉関係団体からの選出、公募市民、その他市長が認める者で15人以内で構成）

地域福祉計画の趣旨

- 社会福祉法第107条に基づき、地域住民等と行政が協働で、地域福祉を推進するため取り組むべき事項を定める計画です。
- 本市では、2021年（令和3年）3月に「第4期草津市地域福祉計画」を策定し、市や住民、各種団体等がそれぞれの役割を担い、協力しながら地域福祉を推進しています。

計画の期間

- 計画期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）の5年間です。

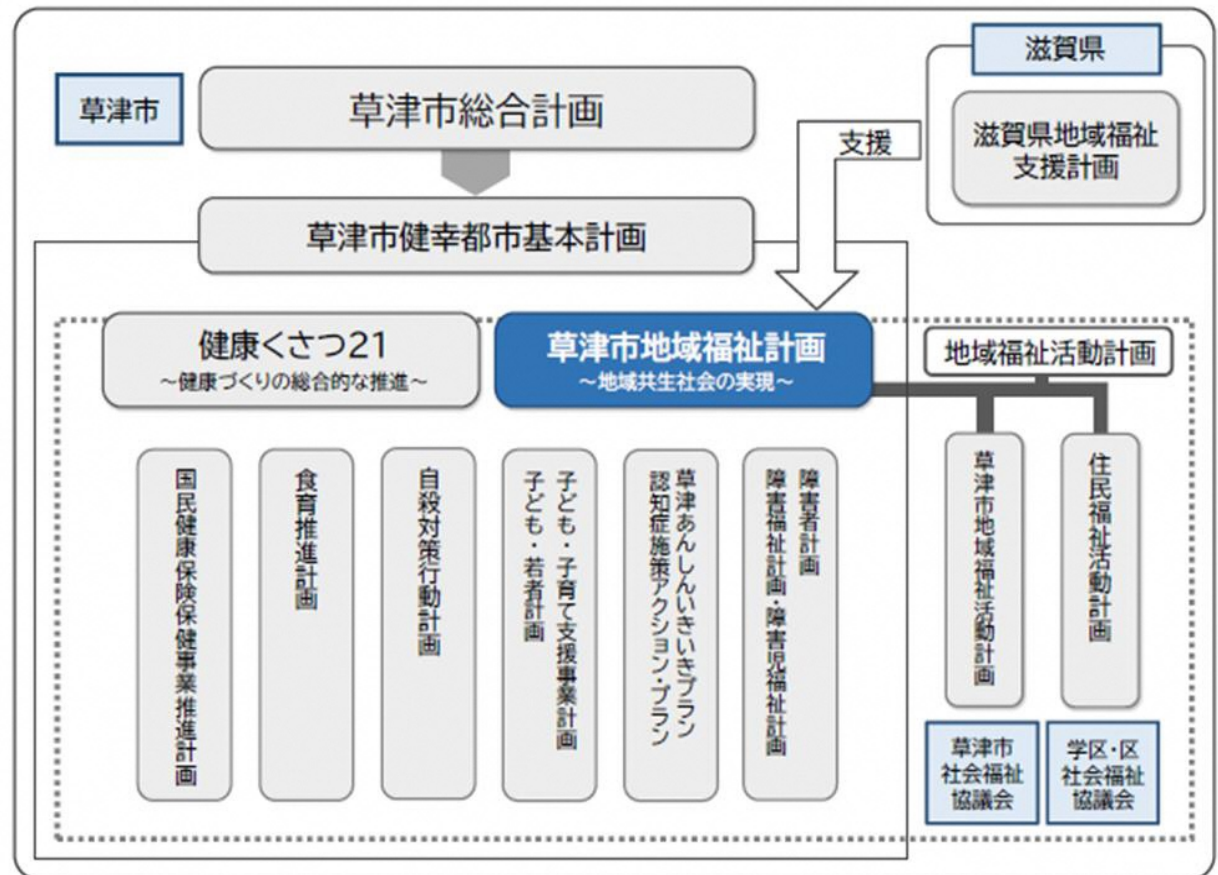
和暦(年度)	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
西暦(年度)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
計画	第3期草津市地域福祉計画					第4期草津市地域福祉計画				
	一部改定版									



第4期草津市地域福祉計画～位置づけ～

計画の位置づけ

- 草津市地域福祉計画は、草津市総合計画を上位計画とし、総合計画がめざす街の将来像や基本理念の達成に向けた福祉のまちづくり計画になります。
- 2017年（平成29年）の社会福祉法の改正により、地域福祉計画を、福祉の各分野における共通事項を定める計画として位置づけるよう努めることとされたことから、本市では、地域共生社会実現に向け地域福祉を総合的に推進できるよう、地域における福祉に関し共通して取り組む事項を本計画に定め、他の福祉関連計画の上位計画として位置付けています。



第4期草津市地域福祉計画～理念と目標～

計画の基本理念

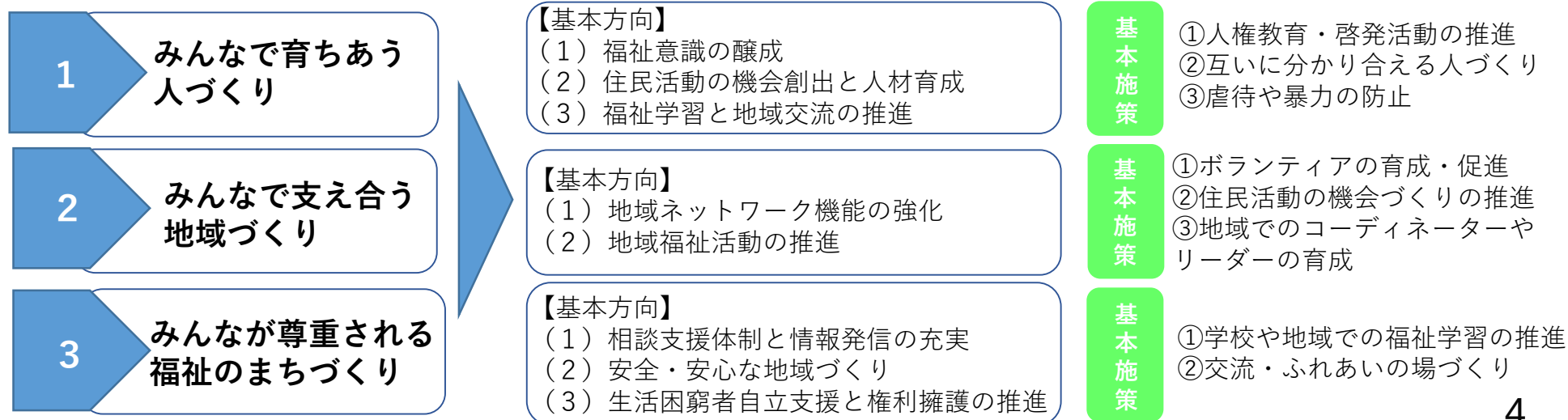
地域福祉の重要性が高まる中で地域の構成員が健やかで幸せに暮らしながら、地域の課題に自ら気づき、主体的に、または関係する組織や行政等と協働を図りながら問題解決や地域の価値を創造していけるような地域力を高めることが重要になります。

そのため、地域における多様な人々による助け合いや支え合いを推進するとともに、福祉関連施策、支援体制等のさらなる充実を図ることを目的に以下の基本理念を掲げて、様々な福祉施策を展開しております。

「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち
～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～

基本目標

この計画では、基本理念の実現を目指し、3つの基本目標を設定しています。



第4期草津市地域福祉計画～重点プログラム～

重点プログラム

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を超えて重点的に取り組むべき事項として4つの重点プログラムを設定し、各施策の重層的な展開を目指しています。

重点プログラム1 地域で活動する人の輪を広げます

子どもから高齢者まで幅広い年齢層に地域福祉への理解を促進し、地域活動の魅力の発信、活動団体相互の交流や情報交換等により、地域で活動する人をさらに広げる取組について、重点的に進めていきます。

1-1 人の輪を多世代に広げる取組

- ◆学校等教育機関と地域との連携強化
- ◆定年退職後の高齢者等の参画促進のための研修の実施

1-2 住民の力を合わせるための取組

- ◆地域ボランティアや活動機会の拡大
- ◆コーディネーター等の育成

1-3 市民とボランティア活動をつなぐための取組

- ◆ボランティアセンター機能の充実

重点プログラム2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます

地域や近隣における日頃からの声かけやコミュニケーションを活発にできるよう、住民同士の良い関係性を築く機会や社会参加・サロン活動等の場の充実、多世代による地域活動への参加機会の提供等、さらなるきっかけづくりに重点的に取り組んでいきます。

2-1 誰もが気軽に集える場づくり

- ◆身近な地域での交流の場づくり
- ◆地域の特性に合った小地域福祉活動の支援

2-2 幅広い年代が参加できる機会づくり

- ◆福祉を考える機会の提供
- ◆大学や社会福祉施設、地域団体等の連携による地域福祉活動の参加機会の提供
- ◆地域福祉事業・団体への支援体制の充実

第4期草津市地域福祉計画～重点プログラム～

重点プログラム3 包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます

「地域包括ケア」の理念を障害者や子ども・子育て家庭等への分野にも広げることで、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する地域共生社会の実現をめざすため、分野横断的な包括的支援体制の構築に取り組んでいきます。

3-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ◆地域ケア会議の開催
- ◆在宅医療・介護の連携
- ◆介護予防・生活支援体制の整備

3-2 分野横断的な包括的支援体制の構築

- ◆社会参加・生涯活躍社会の構築に向けた取組の推進
- ◆地域住民が主体的に公的支援と協働して地域課題の解決を試みるための体制整備
- ◆包括的な相談支援体制に向けた取組の強化
- ◆共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス

重点プログラム4 災害や感染症への備えを進めます

全国各地で多発する地震・風水害等災害の発生、また本市でも独居高齢者や高齢者のみの世帯等が増加している状況から、災害時の支援体制を一層強化する必要があります。

また、地域福祉活動や施策・事業の展開において、新型コロナウイルス等の感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、「新しい生活様式」による感染症対策を進めます。

4-1 災害時の支援体制の充実

- ◆災害時要援護者への避難支援
- ◆地域の防災体制づくり、防災訓練の促進
- ◆福祉避難所の確保

4-2 感染症対策への取組

- ◆感染症対策の推進

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～



- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

背景

- ◆人々が生活していくうえで生じる課題は、介護・子育て・障害・病気等に限らず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして地域社会からの孤立など、くらしと仕事の全般に及んでおり、個人や世帯の中で複雑化・複合化している。
- ◆血縁や地縁、社縁といった共同体の機能が脆弱化するとともに、高齢化や人口減少により担い手確保が困難な地域が増加している。

何が必要か

本人や世帯を制度の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとや生きる意味や力といった強みや思いを引き出しながら、必要な支援を考え、くらしと仕事を包括的に支えることと、分野を超えて地域全体で行っていくことが求められている！

【1】地域の支え合いづくり
・住民参加を促す支援や
交流拠点、機会を創出

【2】身近な場所での相談体制づくり
・地域包括や相談支援事業所、子育て支援拠点など

【3】複数の機関が連携し課題解決するための体制づくり
・人とくらしのサポートセンターが中核

包括的支援体制

▶ 【1】～【3】の個々の取組はこれまでも様々な形で実施されてきたが、それら既存の取組も含め、互いに連携させ面として実施することで、それぞれの強みを生かした効果的な支援体制（包括的支援体制）が構築される。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

政策・理念

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

**地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み**

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的支援体制、ひいては地域共生社会の実現のための1つのツールとなるもの。

重層的支援体制整備事業について

- 社会福祉法に規定された国の事業だが、**実施を希望する市町村が手上げを行う任意事業**。
- 制度の狭間に落ちる方や複雑化・複合化した課題を持つことで取り残される方がでないよう、**市町村ごとの状況に応じた包括的な相談体制や支援体制を構築**するためのもの。
- 令和3年度に開始され、**令和4年度までに実施している市町村は全体の約8%（134市町村）**。

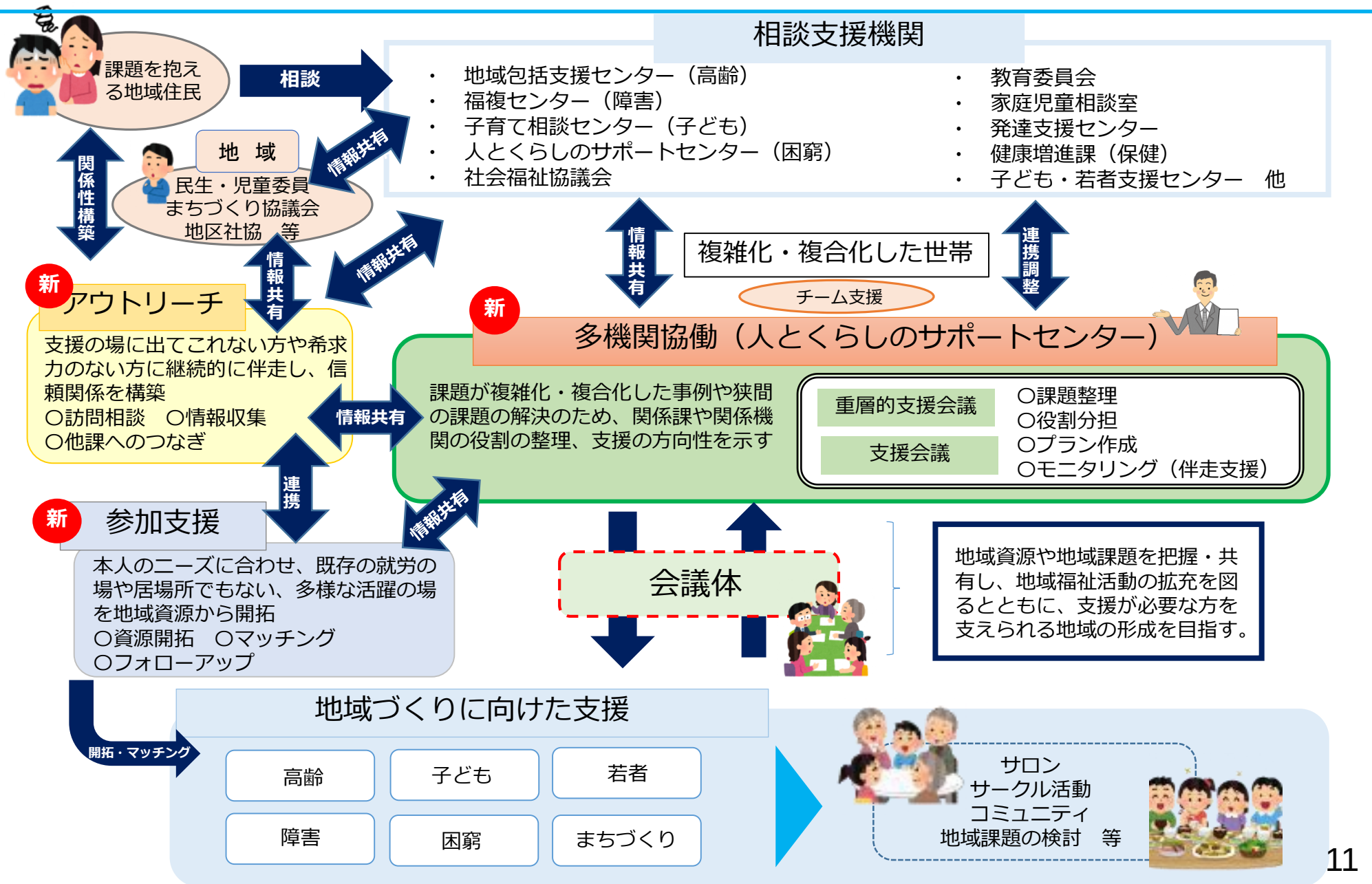
R5より草津市でも実施

具体的な内容

- ① 相談支援（継続）
住民からの相談を断らずに受け止め、支援機関同士で連携して福祉サービス等を提供する。
 - ② 地域づくり支援（継続）
住民同士がつながる場や多様な活動が生まれやすい環境をつくる。
- 既存支援を支える新機能
- ③ 多機関協働（新規）
複雑化・複合化した課題を抱え、**支援機関同士で連携してもどう支援していいか悩ましいケース**について、支援機関の支援者として**専門職が中心となってケース全体の支援の方向性を調整**する。
 - ④ 参加支援（新規）
一般的な就労以外の**多様な活躍の場を地域資源の中から開拓**するとともに、社会参加に不安を抱える方の個々のニーズを踏まえ、**その方にあった活躍の場とのマッチング**を行う。
 - ⑤ アウトリーチ（新規）
相談窓口に繋がらないなど、何らかの理由で**支援が届いていない方と**積極的に繋がり、継続的に関わることで**信頼関係を構築し、その方にとって必要な支援**に結び付ける。

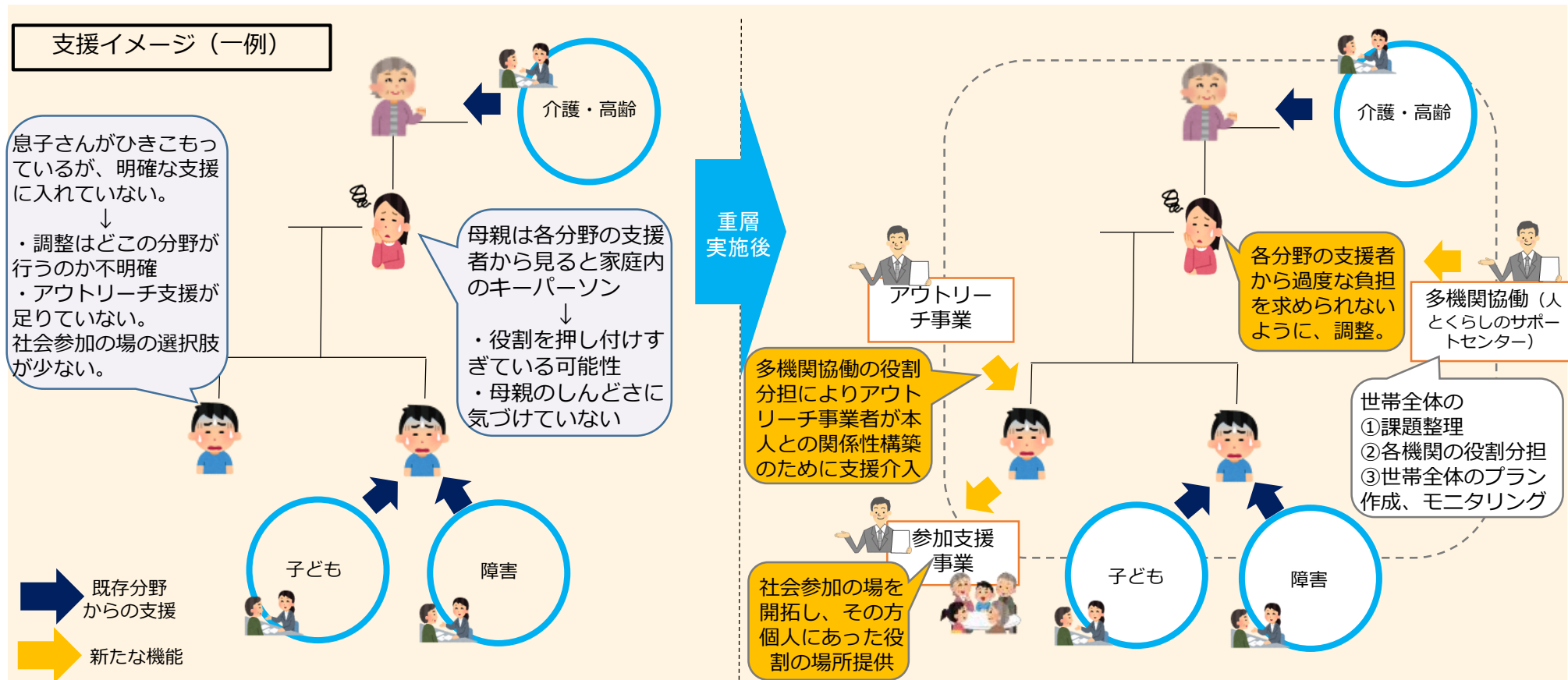
草津市重層的支援体制整備事業

複雑化・複合化したケースに対し、多機関協働（人とからしのサポートセンター）が旗振り役（総合調整役）となり関係課、関係機関で支援チームを構成し、それぞれの役割分担や支援の方向性を検討して支援を行う。また、長期的な寄り添いによる自ら支援につながる人が関係性の構築（アウトリーチ）や就労まで行けない方のニーズに合わせた社会参加の場の拡充を一体的に実施する。



重層的支援体制整備事業実施後の支援のイメージ

- 現在も各分野においてそれぞれ調整しながら支援は行っているが、単独の属性でないケースや家族にも支援が必要なケースの場合、また狭間のケースの場合の庁内の連携体制や支援策が充分とはいえない
- そのため、既存の相談支援体制に加えて、多機関協働、アウトリーチ、参加支援の機能を追加することで、世帯全体を見た支援や狭間のケースに対してアプローチを行う。



全ての複合的で困難なケースが本事業で解決されるわけではなく、本事業は庁内外の各支援を円滑に実施するための1つのツールとなるもの。

事業実施後、複合ケースの経験を積み上げ、埋もれていた支援ニーズを発掘し、新たな支援ニーズに対応するための支援策や環境の整備を関係課、関係機関とともに検討していくことで、市全体の包括的支援体制の構築につなげていく。